慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリスにおける労働組合の退職給付の形成と崩壊(下) : 老齢年金制度形成前史
Sub Title	The development of trade unions' superannuation benefit in England (2)
Author	名嶋, 和子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.5 (1980. 10) ,p.856(202)- 872(218)
JaLC DOI	10.14991/001.19801001-0202
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19801001-0202

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリスにおける労働組合の退職給付の形成と崩壊（下）

——老齢年金制度形成前史——

名嶋　和子

はじめに
第一章　退職給付の成立と展開
　第一節　退職給付の成立
　第二節　退職給付の展開
第二章　退職給付の実態
　第一節　退職給付支給の諸要件
　　a　「標準賃率」の適用
　　b　支給開始最低年齢
　　c　組合加入期間　（以上前号）
　第二節　支給額の水準と退職後の生活費としての役割　（以下本号）
　　a　支給額の水準
　　b　支給額とその保障する生活の程度
第三章　退職給付の崩壊過程と公的老齢年金問題
おわりに

第二節　支給額の水準と退職後の生活費としての役割

これまでは，退職給付がいかなる要件のもとで支給されるのかをみてきたが，ここでは実際支給された退職給付の額がどれ位の水準であり，またそれは現実の生活においてどの程度役に立っているのかを検討することにしたい。その検討の中で，退職後の生活費に対する欲求の形成の問題も具体的に明らかにされるからである。

a　支給額の水準

まず，実際に支給される退職給付の額がどれ位であるのかをみてみよう。すでに，前掲第7表において示されているように，多くの組合は組合加入期間の長さと対応させて退職給付の額の引き上げを規定していたが，その関係をやや詳しくみると第8表のようになる。組合加入期間を無視し，給付額の水準にのみ着目すれば，給付額は最低週 2s. から最高 12s. に至るまでかなり幅広く分布しているが，その多くは 4s. から 8s. の間に集中していることがわかる。さらに組合間の比較において給付額をみれば，同一の組合加入期間が実にさまざまな水準の給付額と結びついているとい

第8表　組合加入期間別・週あたり退職給付額別組合数

組合加入期間区分＼給付額区分	2s.	2s. 6d.	3s.	3s. 6d.	4s.	4s. 6d.	5s.	6s.	7s.	7s. 6d.	8s.	9s.	10s.	10s.6d.	12s.
10～15年未満	1	2			1		1								
15～20年未満			1				5	1	1						
20～25年未満		2	1		3	1	4	2	1	2					
25～30年未満				2	1 3	1	1 2	3	1 2	1	2				
30～35年未満					1		4	1	3		3			1	
35～40年未満							2	2	1 1		2	1 3			
40～45年未満								1		1	2	2	3		1
45年以上													1		
計	1	4	2	2	9	2	19	10	10	4	9	6	4	1	1

出所）前掲第1表に同じ。

う特徴を指摘することができる。たとえば，組合加入期間20年から25年未満を例にとれば，給付額は最低週3s. から最高8s. までときわめて分布の幅は広いのである。このことは，とりもなおさず給付額が，退職給付の支給開始年齢と同様に，個々の組合の諸事情――たとえば，そこでの賃金水準や組合の財政規模など――に規定されるものであり，その意味で画一化されにくいということを示すものである。そして，こうした各組合独自の給付額における相違は，要するに退職給付が保障する生活の程度の差なのであり，その意味で支給額の最低基準を備えている公的老齢年金とは基本的に異なった退職給付の特徴をなしている。

ところで，これまでみてきた支給額に関する規定のもとで，実際組合員に対して支給された退職給付額はどの程度であったろうか。第9表は，1892年に主要な労働組合が実際に支払った退職給付の平均支給額である。同表によれば，最も高い退職給付が支払われていたのは機械工であり，それは1人平均週8s. $^1/_4$d.（なお，この額はほぼ組合加入期間30年に対応する）となっている。また，最も低いのは，じゅうたん織工の2s. $5^1/_2$d.（およそ20年の組合加入期間に対応する額）であるが，これは前述の機械工の約3分の1に相当する額である。そして，支給額の水準がこれら機械工とじゅうたん織工との間に位置する多くの労働者についても，20年ないし30年というかなり長い組合加入期間に対応する退職給付が支払われている（たとえば，大工・指物師の平均受給額 7s. $^1/_4$d. は18年の組合加入期間に対して支給される額に等しく，またボイラー製造工および鉄鋼造船工の 5s. $4^1/_2$d. は30年の組合加入期間に対応する，など）。

さて，上述の，実際に労働者に支払われた退職給付の額が退職後の生活費をどれ位賄いうるものであったのかを明らかにするために，当時の種々の賃金水準との比較を試みることにしよう。

まず第一に，退職後の生活を規定する所得として退職給付を位置づけようとすれば，退職給付受給者が現役労働者であった時期の主要な所得の源泉をなす賃金との比較が必要となろう。もとより，第10表からも明らかなように，老齢期の所得の源泉は多様であり，かつ通常は複数の所得の源泉を

第9表　産業別・職種別主要労働組合の退職給付受給者数および週平均受給額（1892年）

産業	職種	組合数	組合員数	退職給付受給者数	退職給付受給者1人当り週平均受給額
建築	れんが積み工	1	22,270	26	4s. 9½d.
	大工・指物師	3	47,503	432	7s. ¼d.
	家屋・船舶塗装工	1	5,151	16	5s. 2¾d.
	左官	1	6,925	34	2s. 10¾d.
	配管工	2	6,570	6	5s. 11½d.
	石工	1	16,238	362	4s. 7¾d.
機械・造船	機械工	3	78,477	2,390	8s. ¼d.
	鋳鉄・鋳造工	2	21,458	823	6s. ½d.
	鍛冶工	2	3,236	28	5s. 1¼d.
	金属労働者	2	1,253	30	6s. 11½d.
	ボイラー製造工・鉄鋼造船工	1	39,004	373	5s. 4½d.
	船大工	1	11,937	3	3s. 8¾d.
家具・木材	家具製造工・布張工	2	1,596	4	5s. 5¾d.
	馬車製造工	2	5,659	252	6s. ¼d.
	たる製造工	2	1,001	14	3s. 9¾d.
印刷・同類似	植字工・機械印刷工	3	22,681	297	5s. 6¼d.
	石版印刷工	2	3,237	27	6s. 4½d.
	製本工	3	4,347	30	2s. 7¾d.
繊維	じゅたん織工	1	1,378	55	2s. 5½d.
	型紙製造・毛織プレス，etc	4	1,294	19	5s. 1¾d.
縫製	洋服仕立工	2	20,691	459	3s. 8½d.
ガラス	ガラスビン・フリントガラス工	2	2,423	226	3s. 9¾d.
運輸	鉄道従業員	1	32,958	86	4s. 11¼d.
	機関手(蒸気)	2	7,215	23	7s. 4¾d.
その他		3	2,844	108	6s. 6½d.
計		49	367,346	6,123	6s. 5¼d.

出所）Annual report of the Labour Department of the Board of Trade with abstract of labour statistics 4th p. 18より作成。

もっていることがわかる。したがって，退職給付の水準と賃金水準との比較から，ただちに実際の生活の程度を推測することはもちろん不適当である。

ところで，ここでは，すべての職種の賃率と比較することはできないので，いくつかの職種に限ってそれを行ないたい。第11表は，建築産業における各職種の労働者の週賃率と週退職給付額とを比較したものである。同表によれば，1891年における石工の週賃率は 27s. 11d. であるが，これを1892年の同職種における退職給付の平均受給額4s. 7¾d. ——これは，建築産業における他の職種と比べて1人あたりの退職給付受給額が最も低い——と比較すると，後者は前者の19.0%となっている。そして，退職給付の1人あたり平均受給額が最も高い大工・指物師についてみれば，31s. 8d. の週賃率に対して退職給付の受給額は 7s. ¼d. であり，後者の前者に対する割合は 22.5% となっている。なお，賃金に対する退職給付の比率が最も低いのはれんが積み工で，その比率は15.5%で

第10表　65歳以上人口中平均週所得10s. 以下の者の所得の源泉別人員数（男女計）

（単位：人，%）

	所得の源泉 / 教区組合の地域区分	稼ぎ（以前の雇用主からの年金を含む）	労働組合，友愛組合からの給付	子供やその他からの援助	その他の収入源から	資　産	不　明	計
実数	首都の5組合	248	34	486	38	36	1	843
	大都市の6組合	402	30	612	59	57	6	1,166
	鉱山の3組合	117	109	492	43	86	12	859
	農村の14組合	1,097	165	1,201	240	368	41	3,112
	計(28組合)	1,864	338	2,791	380	547	60	5,980
構成比	首都の5組合	34.5	4.7	67.7	5.3	5.0	0.1	115.3
	大都市の6組合	40.4	3.0	61.6	4.3	5.7	0.6	115.6
	鉱山の3組合	15.9	14.8	66.9	5.8	11.7	1.6	116.7
	農村の14組合	42.6	6.4	46.7	9.3	14.3	1.6	121.9
	計(28組合)	37.1	6.7	55.6	7.6	10.9	1.2	119.1

出所）British Parliamentary Papers, Poor Law 30 sessions 1898–1900, Appendix II-1 (pp. 10-11) および Appendix II-3 (pp. 22-23) より作成。

注1）現在救貧法の救助を受けている者を除く。

注2）回答はマルチ・アンサーであり，したがって構成比の合計は100とならない。

第11表　賃金と退職給付との比較（建築産業）

	a) 週賃率 (1891)		b) 退職給付の1人当週平均受給額 (1892)		b/a×100
	s.	d.	s.	d.	%
石　工	27	11	4	7¾	19.0
れんが積み工	31	0	4	9½	15.5
大工・指物師	31	8	7	¼	22.5
塗装工	27	6	5	2¾	19.1
手もと(labourer)	19	1	—		—

出所）a) British Parliamentary Papers, Industrial Relations 21 wages sessions 1890–99 p. 43.

b) 第9表より抜粋

ある。こうして，建築産業においては，退職した労働者は，賃金のほぼ15～20%強に匹適する退職給付を受給していたことがわかる。

次に，相対的に高い退職給付を受給していたグループに属する機械工についてみれば，1892年の30～34s.[(1)] という賃金水準に対して退職給付の1人当り平均受給額は 8 s. ¼d. であるから，その

注(1) Jefferys, *op. cit.*, p. 131. なお，1890年における旋盤工と組立工の地域別週賃率を示すと以下のごとくである。

職種 / 地域	旋盤工	組立工
ロンドン	38s.	38s.
マンチェスター	34s.	34s.
リヴァプール	32s.	32s.
バーミンガム	32s.	32s.

出所）*British Labour Statistics Historical Abstract 1886–1968*, p. 28.

賃金に対する比率は24.0～27.2％となっている。したがって，機械工の退職給付は，前述の建築産業のそれと比較した場合，その絶対額ばかりでなく賃金に対する割合においても上回っており，退職した機械工にとってそれだけ退職給付の意義は大きいということができよう。というのも，退職給付が当該職種の賃率の水準に近ければ近いほど，それだけ退職前の生活水準に近い生活を維持する可能性が強いということであり，退職後の生活費としての役割もそれだけ大きいからである。

以上，主要な職種について賃金に対する退職給付の割合をみてきたが，今日の国家負担および資本家負担を含んでいる公的老齢年金の最低基準（「社会保障の最低基準に関する条約（第102号）」1952年）が従前の所得の40％であるのに対して，労働者の拠出のみによって賄われていた退職給付の水準が賃金の20％前後に達しているという事実は，退職前の生活維持という側面からみて退職給付のウェイトがかなりの大きさをもちえていたことを示すものであろう。

次に，賃金水準との比較の第二として，高齢になっても賃労働者として働き続けている部分の賃金水準と退職給付額の水準とを比較しておこう。というのも，実際高齢労働者に支払われた賃金は，たとえそれが絶対的に低い場合においてさえ，少なくとも最低限労働力の生理的再生産を可能にするものであり，したがって客観的に確定されうる性格のものであることから，一応労働者の高齢期の生活費の目安になりうるからである。

ところで，高齢労働者の「吸引」が相対的に顕著にみられたのは，主として不熟練労働分野であった（もちろん，この不熟練労働分野も，徐々に青年労働者によって脅かされ，高齢労働者は彼らに席を譲らざるをえない状況が生じてきていたことも指摘しておかねばならないが）[(2)]。そこで，この不熟練労働分野において高齢労働者が受けとっていた賃金と，退職した労働者の退職給付の受給額とを比較することにしよう。19世紀末に高齢労働者が比較的多く雇用されていた不熟練職種には，夜警，道路清掃および補修，石割，あるいは種々の屋外軽作業などが挙げられる[(3)]。そこでの高齢者の賃金水準は，地域により，また年齢によりかなり幅があるが，たとえば，イングランド北部を例にとれば，夜警やメッセンジャーで週10～20s. 石割工で8～10s.，道路補修工で12～18s. であり，それらを主要な職種の退職給付受給額と比較すると第12表のようになる。まず，機械工の，相対的に高い退職給付

注（2） この不熟練職種分野に対する青年労働者の侵蝕については，Charles Booth の *The Aged Poor in England and Wales-Condition* (London, 1894)の第Ⅲ部「老人の状態に関する報告」――同報告は，Booth の①今日老齢貧民の状態はどうなっているか，②それは，20年前と比べてどうか，③老人の得やすい仕事は何か，またそこでの高齢労働者の通常賃金はどれ位か，④老人は現在どの程度扶養されているか，という質問に対する教区司教の回答（648教区組合中360組合による回答）によって構成されている――のなかで多くの地域から指摘されている。たとえば，北部の Soulcoates では「道路上の仕事 work on roads は今では若い男子にとってかわられている」(p. 120) し，同じく北部の Dewsbury でも「屋外労働は青年が独占して」(p. 124) おり，また南部の Redruth においても「仕事不足により楽な場所 easy places は青年たちにとってかわられて」(p. 308) いる。

（3） これらの職種は，Booth の前掲書第Ⅲ部「老人の状態に関する報告」の中の「(老人にとって)得やすい仕事は何か」という問に対する回答の中から選びだしたものである。なお，これら以外で高齢労働者が比較的雇用されやすい不熟練職種の主要なものは農業軽作業（たとえば，羊飼，収穫期の手伝い，家畜番など）である。また，女性の高齢者にとっては，家事サービス（子守，裁縫など）の口がかなり存在することが報告されている。

第12表　主要職種の退職給付と不熟練職種の賃金との比較（1892年）

教区	組合名	不熟練職種	a)当該職種における高齢労働者の通常の週賃金	b) a)に対する主要職種の退職給付の割合 機械工 8s. 1/4d. %	石工 4s. 7 3/4d. %	製本工 2s. 7 3/4d. %
北部	Gateshead	メッセンジャー・夜警	10～20s.	40.1～ 80.2	23.2～46.5	13.2～26.5
	Ripon	（道路用）石割工	8～10s.	80.2～100.3	46.5～58.1	26.5～33.1
	Kendal	一般屋外労働	10～15s.	53.5～ 80.2	31.0～46.5	17.6～26.5
	Brampton	石割工	8～10s.	80.2～100.3	46.5～58.1	26.5～33.1
	Rochdale	道路清掃夫	14s.	57.3	33.2	18.9
東部	Newmarket	道路監視人	6s.	133.7	77.4	44.1
中部	Liehfield	屋外軽労働	6～ 7s.	114.6～133.7	66.4～77.4	37.8～44.1
西部	Shifnal	道路補修・石割	12～18s.	44.6～ 66.8	25.8～38.7	14.7～22.1
南部	Cookham	道路補修	12s.	66.8	38.7	22.1

出所）a) Booth, *op. cit.*, p. 114, p. 122, p. 131, p. 134, p. 136, p. 150, p. 198, p. 234, p. 277より抜粋作成。
b) 前掲第9表。

受給額を例にとれば，それは，北部における道路清掃夫の賃金のおよそ60%に相当し，また同じく石割工の賃金の80%ないしほぼ100%に匹適する。なお，東部の道路監視人や中部の屋外軽労働の賃金水準（6～7s.）と比較すれば，機械工の退職給付受給額の方がそれらより20～30%上回ることになる。そして，機械工のレベルにまでは至らないにしても，それより若干低い（大部分の退職労働者が得ている）退職給付額についても，このことがあてはまる（前掲第9表参照）。

しかしながら，中間的な水準にある石工の受給額の場合には，地域的な差異はあるにしても不熟練職種の賃金のせいぜい50%前後であり，また，さらに最も低い受給額に属する製本工においては，その20～30%を占めているにすぎない。とはいえ，これら低賃金と比較してもさらに低い退職給付を受給している部分は，数的にはそれほど大きくなく，前掲第9表によれば，1892年における主要な労働組合の退職給付受給者6,123人中せいぜい10数パーセントにしかすぎないのである。

したがって，退職給付の受給額と不熟練職種に働く高齢労働者の賃金水準との比較から，地域的差異を考慮しつつも，退職給付が退職後の生活費としてかなりのウェイトを持ちえたということができよう。そして，この点は，当時の生計費がどれ位であったかを知ることによって，さらに具体化されよう。そこで，以下において，退職給付が生計費のどれ位を賄いうるものであったのかを検討する。

b. 支給額とその保障する生活の程度

ここでは，実際の生計費の水準からみて，退職給付がどの程度退職後の生活費として役立ちえたかを検討するが，その際，実際に退職給付を受給している賃労働者世帯の家計収支構造に関する資料が存在しないため，間接的な方法でその推測を行なうこととする。

第13表は，1892年におけるケンブリッジシャ Oxenham の高齢者世帯（夫婦世帯1ケース，単身世帯2ケース）の家計費ならびにその支出構造を事例的に示したものである。[(4)] ケースの数も少なく，また農村における生計費という制約もあり，ただちに当時の労働者階級の高齢期における生計費の典型とみなすことはできないにしても，その一応の目安とはなりうるので，これを基に検討する。

第13表　1週間の家計支出構造の事例（1892年）

項目＼事例番号	事例1		事例2		事例3	
家計費総額	6 s.	100.0%	3 s. 4½d.	100.0%	3 s. 4 d.	100.0%
食料費	3s. 10½d.	64.6	1 s. 9½d.	53.1	1 s. 9 d.	52.5
パン	1s. ½d.		7½d.		5 d.	
小麦粉	4½d.		1 d.		1 d.	
肉	1s.		—		4 d.	
バター	6 d.		3 d.		4 d.	
ミルク	1 d.		—		½d.	
紅茶	5 d.		4½d.		2 d.	
砂糖	4 d.		2½d.		2½d.	
その他	1½d.		3 d.		2 d.	
家賃	9½d.	13.2	—	—	9½d.	23.7
光熱費	1s. 1¼d.	18.4	1 s. 1¾d.	34.0	9 d.	22.5
石炭	1s.		1 s.		8 d.	
油他	1¼d.		1¾d.		1 d.	
保健・衛生費（石けんなど）	¾d.	1.0	1¼d.	3.0	½d.	1.3
被服費	—	—	4 d.	9.9	—	—
衣服クラブ費	2 d.	2.8	—	—	—	—

出所）Booth, *op. cit.*, pp. 401-402より作成。
注）事例1 の世帯＝夫婦世帯，夫婦とも75歳，夫が6 s. 稼ぐ。
事例2 の世帯＝単身世帯，63歳の未亡人，教会の清掃で1 s. 稼ぎ，また裁縫も行なう。
事例3 の世帯＝単身世帯，73歳の未亡人，洗濯で数シリング稼ぐ。

まず，夫婦世帯の1週間分の家計費をみてみよう。ここでは，基本的には夫が稼ぐ6 s. の収入で夫婦2人の生計が維持されているが，第一に，エンゲル係数が64.5%ときわめて高いことが指摘できよう。さらに，生活していく上で欠かすことのできない，いわば強制され，固定された支出としての家賃が13.2%（9½d.），光熱費が18.4%（1 s. 1¼d.），そして保健・衛生費が1.0%（¾d.）となっており，これら強制され固定された支出費目でほぼ総支出の3分の1を占めている。

ところで，上記のそれぞれの費目への支出額が，たとえばどれだけの栄養と食事におけるバラエティを保証したか，あるいはどのような住居条件を与えたか，またどの程度寒さをしのぐことを可能にしたか，などについてその生活の内容を具体的に検討する資料が欠けており，この週6s. とい

注（4）これらの事例は Booth の前掲書第Ⅳ部「村における老人」の中の Oxenham の報告に載せられている。ところで，これらの事例が寄せられた Oxenham は，当時人口600人を数える農村であり，65歳以上の人口71人中59人は労働者階級（農業労働者）に属していた。また，そのうち11人は教区救済を受けていた。なお，これらの事例の世帯は，労働者階級に属する高齢者のそれである（cf. Booth, *op. cit.*, pp. 398-402）。

う家計費によって営まれている生活がどの程度のものであったかを正確に知ることはできない。(5)

しかしながら，たとえば家賃支払のない1人暮しの未亡人世帯（事例2）では石けんなどに$1^1/_4$d. 支出しているのに対し，夫婦2人世帯（事例1）では$^3/_4$d. と前者より少ない支出にとどまっている

注(5) とはいえ，この点を明らかにするための手がかりを得るために，あらかじめいくつかの資料を検討しておこう。

まず，1885年における現役の労働者世帯（夫婦プラス子供4人の平均6人の世帯人員）の家計支出構造と比較すると，家計支出に占める食料費，家賃，および光熱費をプラスした割合は，老人世帯の方が圧倒的に大きく総支出の9割以上を占めている。つまり，これら老人世帯における消費の自由度はきわめて低くなっているのである。これに対して労働者世帯においては，世帯収入のほぼ20%が，レクリエーションや旅行費，あるいは被服費など消費の選択の度合の相対的に高い費目へ支出されている（右表参照）。いいかえれば，老人世帯が生理的な生存にとって欠かせない費目へ家計支出の大部分を費しているのに対し，現役の労働者世帯においては，社会的・文化的費目に対しても支出がなされており，その意味で，老人世帯とは異なり単なる生理的な生存水準を越えた生活が可能となっていることがわかる。

労働者世帯の家計収支構造

平均週世帯収入	33s.	100.0%
	s. d.	
食料費	22 7	55.9
穀類	4 4	13.1
肉類・魚類	5 1	15.4
野菜，チーズ，バター，ミルク	5 6	16.6
調味料等	2 10	8.6
ビール，他の飲料	0 9	2.2
家賃	4 1	12.4
光熱費	1 8	5.0
被服費	3 1	9.3
雑費	5 5	16.4
教育，書籍，レクリエーション治療，薬，共済掛金，交通費	3 6	10.6
雑費	1 11	5.8

出所）Geoffrey Drage, *The Labour Problem*, London, 1896, p. 3の表より作成。

次に，時期は若干異なるが，B. S. Rowntree, *Poverty: A Study of Town Life*, London, 2nd. ed., 1922（邦訳，長沼弘毅訳，『貧乏研究』ダイヤモンド社，1959年）の中の労働者世帯の家計調査と比較してみよう。右表は，63歳の母親と20歳の娘の2人世帯の1週間分の家計支出（1901年3月）を示したものである。母は事務所の掃除婦として週6s.，虚弱な娘は製菓工場で週5～6s. 得ており，両者の合計11～12s. で家計費を賄うことになるが，そのうち5s. 6½d.（支出全体の44.0%）の食費――この額は，前述の老人2人世帯の1週間分の食費より4割強多い――は，「蛋白質量の不足は25%，エネルギー値の不足は16%」（邦訳，298頁）という具合に2人分の食費としてはきわめて不十分な額である。また週1s. 8d. の家賃の住居も「部屋の陽当りはすこぶる悪い。（3階にあるので――引用者）水は階下から運び，汚水は，また，バケツで階下まで捨てに行かねばならない」（同，297頁）ものであり，決して快適な暮しを可能とする額ではない。こうして，1901年に12s. 6¾d. で賄われる母娘2人世帯の生活の内容は，決して満足のいくものではないことがわかるのである。もちろん，これを基準にして直ちに老人世帯の生活を評価することはできない。というのも，比較すべき世帯の類型が異なることや，調査時期に9年のひらきがあること，また一方が人口600人の純農村であるのに対して他方は人口約76,000人の地方都市であることなど，家計費の比較を行なうにはいくつかの重要な制約が存在する。しかしながら，この間の物価の動向を加味しても――たとえば，ロンドンの数値であるが，食料品小売価格指数は，1892年を100とすれば1901年には119.6，また石炭については同じく119.6（*British Labour Statistics Historical Abstract* 1886-1969, p. 165）――母娘世帯の家計費は老人2人世帯のそれの2倍以上であり，しかもその母娘世帯の生活状況がこれまでの分析の通りであることからして，老人世帯の生活が，その内容においてきわめて貧弱であり，単なる生理的生存水準を維持しうるものにすぎないと推測することは不当でないと思われる。

母娘2人世帯の家計支出構造

費目	金額	比率
食料（飲料を含む）	5 s.6½d.	44.0
家賃（税込み）	1 s.8 d.	13.3
石炭および薪	2 s.5¼d.	19.4
油，ローソク，マッチ	3 d.	2.0
石けんその他	3¾d.	2.5
雑	1 d.	0.7
生命保険	6 d.	4.0
保険クラブ（衣服）	3 d.	2.0
靴，シーツその他	1 s.¼d.	8.1
負債償還	6 d.	4.0
計	12s.6¾d.	100.0

出所）長沼訳『貧乏研究』p. 298より作成。

注）原表は4週間分の家計支出であるが，ここではそれを週平均に修正した。なお，原表の計は各費目の合計と一致しておらず，そのためここではそれを用いないで各費目をつみ上げたものを合計とした。

ことは，この夫婦世帯における保健・衛生費の節約を推測させるものである。また，同じ未亡人世帯でも，家賃支払のない事例2の世帯の石炭への支出が1s.であるのに対し，事例3の世帯のそれは8d.となっているが，このことも単純に比較する限り後者の世帯における暖房費の節約を窺わせるものである。こうして，夫婦世帯で週6s.，単身世帯で週3s. 4d.という家計費は，各費目の支出をかなりの程度切り詰めた生活の反映としてとらえることができよう。

このような家計調査の分析から，当時実際に支給されていた退職給付が，それのみでどの程度の生活を保障しうるものであったのかを推測することにしよう。

まず，機械工に代表されるような相対的に高い退職給付を受給していた労働者については，夫婦世帯の生計費6s.を越えている彼らの8s. 1/4d.という退職給付は，彼らが比較的都市部に集中していたことを考慮しても，少なくとも生理的生存というレベルでの生活に対しては大きな役割を果していたと推測することができよう。

次に，じゅうたん織工のような相対的に低い水準の退職給付を受給していた労働者に関しても，2s. 5 1/2d.の退職給付は，少なくとも食料費の主要部分を賄いうるほどの額であったといいうるのである。

要するに，退職給付を受給している賃労働者の生活が現実にはそれのみによって営まれていることはないにしても，退職給付は，彼らにとって単なる小使い的存在ではなく，退職後の生活費としての機能を多かれ少なかれもち始めていたということである。すなわち，退職給付は，それが存在している職種の労働者の中で，またとりわけ実際にそれを受給している退職労働者の間では，既述のようにたとえそれが生活にとって不十分な額であるにせよ，退職後の生活費として意識されうる客観的条件となっていたといいうるのである。(6)

第三章　退職給付の崩壊過程と公的老齢年金問題

以上，イギリスにおける労働組合の退職給付について，その形成時期や普及の程度およびそれが保障する生活のレベルなどについて検討してきたが，最後に，この退職給付の展開の中で同給付がその限界性をどのように露呈していったのかについて明らかにしたいと思う。というのも，そのこ

注(6)　たとえば，このことを間接的に示すものとして次のような事例を挙げておこう。ブリキ労働者のStevensは，「老齢貧民に関する王立委員会」(1894年3月7日)において，議長Aberdareの「それ(退職給付——引用者)は，老齢および労働不能となった時に役立ちうる何らかの準備に対する要求として労働者の側から起ってきたものであるかどうか」という問に対して，「その通り」と答えている（Poor Law 29, Q. 17254, p. 909)。また，Drummondも，すでに1893年6月6日の同委員会において，「労働組合が責任をもってこれ（退職給付——引用者）を実施する理由は，組合員が救貧法の適用申請を免れることを望んでいるからか。……そして，このことが唯一の目的か」というStockallの質問に対して，「確かに，(それが——引用者)少なくとも第一の目的である」と回答している（Poor Law 29, Q. 10806 & Q. 10807, p. 573)。

とが，まさに公的老齢年金形成の主要な契機となったからである。

ところで，第一章でみてきたように，労働組合の退職給付は，主として熟練労働者を中心に形成され発展してきたものであるが，このこと自体すでに退職給付が広範な賃労働者の制度になりえなかったという点でその限界性を示しているといえるし，またそれによって保障される生活程度が生理的生存ぎりぎりないしそれ以下の内容のものでしかなかったという意味でも大きな限界性を有していたといえる。しかしながら，ここでは，この制度の運営の中で生じかつ拡大してきた問題に注目し，退職後の生活費を公的な老齢年金として確立しなければならないことを労働者に意識化させたという点で，既述の限界性とは根本的に異なった，いわば退職給付の存続そのものにかかわる限界性について言及することにしよう。

さて，その重要な問題とは，一言で表現すれば労働組合の財政問題である。すなわち，もともと退職給付が他の諸給付とは異なりその支給が終身的であること，また多くの場合組合加入期間の長さに応じて退職給付の額も増大すること，などが同給付による財政負担を増大させる内的要因として指摘できるが，これらに加えて何よりもその主要な原因となったのは退職給付受給者の生存期間

第14表　合同機械工組合における退職者数などの推移（1885-1907年）

年	退職者数（人）	退職給付の平均受給期間	退職給付受給者の平均死亡年齢
1885	174	3.9年	65.8歳
86	223	5.1年	67.3歳
87	194		
88	250		
89	303		
1890	300		
91	289	6.1年	68.8歳
92	416		
93	295		
94	407		
95	429		
96	526	6.4年	69.2歳
97	365		
98	629		
99	494		
1900	552		
1901	628	6.5年	70.1歳
02	614		
03	718		
04	715		
05	653		
06	631	7.2年	71.0歳
07	691		

出所）前掲第6表に同じ。

の延長，したがってそれに伴う受給期間の延長であった。たとえば，合同機械工組合におけるその推移をみると第14表のごとくである。同表から，退職者の平均死亡年齢の延長を背景に，退職給付の支給期間が年々増大していること――ちなみに，1885年からほぼ20年の間に実に1.8倍もその期間が延長されている――がわかる。しかも，こうした事態が，退職者数の急速な増大を同時に伴いながら進行しているところに，事態の深刻さをみることができよう。そして，このような傾向は，単に合同機械工組合に限ることなく，多かれ少なかれ退職給付を備えている他の組合においても見受けられたものである。第15表は製鉄工友愛組合の退職者に関する資料であるが，ここでも彼らの死亡年齢の延長に対応した退職給付受給期間の増大が指摘できる。たとえば，1882—1885年の間に平均6.9年であった退職給付の受給期間は，1906—1910年においては8.6年へと伸びているのである。

第15表　製鉄工友愛組合における退職給付の平均受給期間の推移

年	平均受給期間	退職給付受給者の平均死亡年齢
1882—1885	6.9（年）	69.1（歳）
1886—1890	7.0	69.8
1891—1895	7.4	70.4
1896—1900	7.8	70.5
1901—1905	8.2	70.8
1906—1910	8.6	71.6

出所）前掲第6表に同じ。

ところで，こうした退職者数の増大（そして，これは後にみるように退職給付を受給する退職者が年々累積されていくことを意味する）ならびに退職給付受給期間の延長は，当然組合の同給付に対する支払額を拡大させていく。いま，合同機械工組合について，第16表からその点をみておくことにしよう。同表から，疾病給付や失業給付と比較して，退職給付受給者数はより急激に増大し，それに対応して同給付への支出も顕著な増大を示しているのをみることができる。この傾向は，とりわけ1870年代以降著しく[7]，そして何よりも強調すべきことは，これによって組合の財政支出構造そのものが変ってしまったということである。すなわち，1851年には組合の年総支出中わずか1％を占めるにすぎなかった退職給付に対する支出は，年々増加の一途をたどり，1871年には全体の10％を越えるまでにその支出割合を高めている。さらに，1891年には，それまで大きな支出割合を占めていた疾病給付を上回るほどになり，そして20世紀に入ってからもこの増加傾向は一貫し，ついには全体の3分の1にまでその割合を拡大させ，組合の最大支出項目になるに至っている。

この合同機械工組合において典型的に示されたような退職給付支払による財政負担の増大は，同給付を備えていた他の多くの組合にとっても多かれ少なかれ共通する問題であった[*]。

このような状況の下で，すでにみたように退職給付を備えているほとんどの組合において賃労働

注（7）　こうした70年代に顕在化する退職給付の財政問題は，すでに60年代末から同組合の書記である Willam Allan によって再三再四指摘されており，それが後の1874年改革，および1885年改革をもたらすことになる（cf. C. G. Hanson, Craft Unions, Welfare Benefits, and the case for Trade Union Law Reform, 1867-75, in *Economic History Review*, Second Series. Volume XXVIII No. 2, May, 1975, pp. 254-255）。

（*）　218ページ補注を見よ。

第16表　合同機械工組合における主要給付受給者数，支給額の推移（1851—1903年）

年		組合員数（年末）	月平均受給者数（人）			各給付に対する支給総額（ドル）			
			失業	疾病	退職	支給総額	失業給付その他	疾病	退職
実数	1851	11,829	193	171	11	55,906 (100.0)	24,873 (44.5)	13,670 (24.5)	584 (1.0)
	61	22,862	724	388	130	208,963 (100.0)	99,637 (47.7)	47,770 (22.9)	11,869 (5.7)
	71	37,790	510	740	416	279,395 (100.0)	60,135 (21.5)	90,011 (32.2)	43,516 (15.0)
	81	46,101	1,630	1,042	1,029	565,940 (100.0)	194,743 (34.4)	124,933 (22.1)	114,480 (20.2)
	91	71,221	2,156	1,783	1,967	934,519 (100.0)	289,318 (31.0)	203,230 (21.7)	215,201 (23.0)
	1901	90,943	2,357	2,042	3,849	1,268,380 (100.0)	278,198 (21.9)	232,249 (18.3)	439,878 (34.7)
	02	93,252	3,716	2,150	4,225	1,457,030 (100.0)	423,527 (29.1)	236,809 (16.3)	466,050 (32.0)
	03	95,403	3,839	2,208	4,386	1,491,602 (100.0)	424,597 (28.5)	236,303 (15.8)	493,556 (33.1)
指数	1851	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	61	193.3	375.1	226.9	1,181.8	373.8	400.6	349.5	2,032.4
	71	319.5	264.2	432.7	3,781.8	499.8	241.8	658.5	7,451.4
	81	389.7	844.5	609.4	9,354.5	1,012.3	782.9	913.9	19,602.7
	91	602.1	1,117.1	1,042.7	17,881.8	1,671.6	1,163.2	1,486.7	36,849.5
	1901	768.8	1,221.2	1,194.2	34,990.9	2,268.8	1,118.5	1,699.0	75,321.5
	02	788.3	1,925.4	1,257.3	38,409.1	2,606.2	1,702.8	1,732.3	79,803.1
	03	806.5	1,989.1	1,291.2	39,872.7	2,668.1	1,707.1	1,728.6	84,513.0

出所）Weyl, *op. cit.*, pp. 835-837 より作成。

者が退職給付を受給することは「権利の問題」とみなされる傾向が強まっていたために，財政問題の解決策として同給付の受給者そのものをある一定数に限定することは一般的な方策とはなりえなかったし，また支給要件の厳格化さえ大きな反対に出合ったのである——たとえば，印刷工組合は，1894年の代表者会議 Representative Council で「労働不能を示す医師の証明」を退職給付受給申請の際に必要とする動議が出されたが，ベテラン組合員の猛反対にあい撤回を余儀なくされた（cf. Musson, *op. cit.*, p. 291）。そこで，組合費の引上げや給付額の切下げ，また，支給開始年齢の引上げなど種々の方法が考えられたが，[8] とりわけ検討されたのは，この退職給付を他の諸給付をも含めた組合の一般財政から切り離して，別個の拠出による独自の基金として設立・運営することで

注（8）たとえば，1877年に退職給付を設立したロンドン植字工組合は，1880年に組合費を週7d. から8d. に引上げ，ついで1881年には逆に給付額の10s. から6s. への切下げ（ただし，すでに週10s. 受けとっている者は除く）を行なった。そして，1888年には，さらに1d. の組合費の引上げが実施され（したがって週9d. の拠出），1889年には，これまでの最低組合加入期間15年に対して週4s. という規定が廃止され，受給のための最低組合加入期間が20年に延長された（cf. Poor Law 29, Q. 10717, p. 568）。また，合同鉄道従業員組合は，1874年に50歳から週5s. を支給する退職給付制度を創設したが，6年後には，資金の枯渇から20ポンドの一時金支払に切りかえた（cf. Spender, *op. cit.*, p. 36）。

あった。合同機械工組合は，1892年に行なわれたリーズ（Leeds）の組合代表者会議（Delegate Meeting）で退職給付積立基金の設立を決定したが，それは「退職給付額ならびに同給付に対する有資格者数が増大するにつれて，そのことが組合財政の継続した流出をもたらしてきている」[9]という理由からであった。そこで，全組合員から年4s.を徴収して前述の基金をつくり，退職給付によって引きおこされた「（組合の――引用者）一般基金の負担を取り除」[10]こうと試みたのである。もちろん，こうした試みは新たな拠出を伴うことから，労働者にとってはさらなる負担増をもたらすが，とりわけ同給付の受給が身近なものとは感じられない若い労働者にとっては，その負担感はきわめて強いものであった。そのため，この試みも大きな拡がりをみせるには至らなかったのである。[11]

こうして，退職給付が抱えていた財政問題は決定的な解決策を見出すには至らないまま，現実においては19世紀末以降頻発した失業によってさらにその問題を深刻化させることになる。他方，この時期は，高齢労働者にとっては，失業の頻発により自己の過剰化の度合がより一層強まっていった時期であり，したがって，彼らにとって退職給付は救貧法の適用を免れるための重要な手段，いいかえれば，退職後の不可欠な所得源であることが意識化されていく過程でもあった。このように，退職給付が組合財政の危機を招く要因となっているその時に，同給付に対する必要性がますます高まってきたことは，賃労働者にこの退職後の生活費の問題を公的に解決させる方向にむかわせた。[12]

ところで，こうした動きの中心に位置したのは，これまで述べてきたように退職給付の退職後の生活費としての比重が相対的に高く，かつ他方では組合財政の深刻な危機に直面していた合同機械工組合や合同大工・指物師組合であった。そして，前者の組合の新しい指導者ジョージ・バーンズ George Barnes[13]および後者の組合のフランシス・チャンドラー Francis Chandler らが中心となって，1899年5月には「老齢年金に関する組織労働者（労働組合，労働組合地区評議会，これらの機関の連合体，友愛組合，および協同組合）の全国委員会 the National Committee of Organized Labour (Trade Unions, Trade Councils, Federation of these bodies, Friendly Societies, and Co-operative Societies) on Old Age Pensions」が結成され，年金成立のための全国的な運動が活発に展開された。さらに，同年9月，プリマスのギルドホールで開催されたT. U. C.の第32回年次大会は，この全国委員会の要請に基づいて年金要求の決議を採択した。

注(9) Jefferys, *op. cit.*, p. 137.

(10) *Ibid.*

(11) Drummond は，前述の委員会で，議長の「退職給付積立基金はあるか」という問に対して，ロンドン植字工組合にはそれは存在しないこと，また自分が確めた限り「組合の一般基金から区別された退職給付基金を有しているのはたかだか半ダースの組合にすぎない」(Poor Law 29, Q. 10720, p. 568) と答えている。

(12) たとえば，自由党が1908年のイギリスで最初の老齢年金法を通過させるよりずっと以前に，高齢労働者が国家から年金を受ける権利を，印刷工組合は支持していたことが明らかとなっている (Musson, *op. cit.*, p. 294)。

(13) G. バーンズは，「その名前と老齢年金とは切り離せない」(Jefferys, *op. cit.*, p. 133.) といわれるほどに年金成立に尽力した。

さて，この運動の中で要求されたのは，すべての国民（citizen）に，権利として，60歳[14]から支給が開始される，無拠出，所得に応じた額——ただしその最低限は週所得 10s. 以下[15]の者に対して週 5 s. ——の年金であった。

ところで，この年金の最低保障額 5 s. は，すでにみてきた当時の家計費から推測すれば，少なくとも生理的最低限の生存を保障しうる水準であったということができる。それを，無拠出で，つまり国の責任において，しかもすべての国民に権利として保障せよという労働者の要求は，退職後の生活費の基本的部分については公的な責任でそれを賄わねばならないという考え方を具体化したものである。

なお，この無拠出という労働者の年金要求は，国が最初考え出した拠出制年金が友愛組合の猛反発を受けたことや，現存の老齢貧民（the Aged Poor）を救済するためには拠出制年金では対応できないことなどから，当時の年金議論が無拠出制に傾いていたことに影響されているとみることができる。[16] しかしながら，退職後の生活の保障を，いわば「国家の介入」によって行なおうとするこうした考え方は，当時の労働組合運動がめざしていた要求獲得のための方法の中に位置づけられるものである。すなわち，すでに1890年の T. U. C. 大会は，「国家と地方自治体に対して労働者保護を要求する非自由主義的な制度要求・立法要求」[17]を数多く決議していたが，この事実こそ当時の労働組合運動における「国家の介入」の方向性を示すものである。

したがって，この年金要求は，労働組合の退職給付そのものを公的年金化していくものではなく，5 s. の公的最低限保障によって，退職後の生活費に占める退職給付の比重を低下させ，間接的にその財政負担の軽減を図っていこうとしたものであるといえる。

しかしながら，その後1908年に実際に成立した老齢年金法（Old Age Pensions Act 1908）は，無

注(14) すでに，1894年の段階において，労働者の側の要求として，たとえば Crompton は55歳からの受給開始を唱えていた（cf. Poor Law 29, Q. 17544, p. 924）。また，職種により退職の諸条件が異なるので一律に年金支給開始年齢を定めることには反対した Stevens も，支給開始年齢を高齢に置くことに強く反対を示している。すなわち，「（チェンバレンの草案である—引用者）65歳が（年金支給開始年齢として—引用者）受け入れられれば，55歳から65歳の間には長い期間が存在することになろう。そして，それは，その計画（チェンバレンの年金計画—引用者）に依存しなければならない人に対して貧困の状態をもたらすであろう」（Poor Law 29, Q. 17257, p. 909）と。このように，労働者は，概して早い年齢で，つまりもはや通常の仕事についていけなくなった段階で開始される年金を要求したのであり，このことは，賃労働者が年金を退職後の基本的生活費として位置づけていたことの一つの表現としてとらえることができよう。

(15) 1899年のテスト・センサスによれば，65歳以上人口12,431人のうち実に61.3%にあたる7,624人が週 10s. 未満の所得しか得ていなかった。したがって，60歳からとはいえ，この週所得10s. 以下の者に年金を支給せよという要求は，きわめて広範な勤労諸階層を対象にしていることが推測されるのである。

(16) とはいえ，この無拠出という要求の根底には，「人生の50年ないし60年間を苛酷な労働によって巨大な富を増大させるのに役立った者（つまり労働者—引用者）が，使い古されもはや働けなくなった時に，その労働によって利益を得た人々から何がしかの補償を受けとることを期待するのは当然のことである」（Poor Law 29, Crompton の証言，Q. 17544, p. 924）という考え方があったことをみておく必要があろう。そこから地価（ground values）と独占双方からの租税に無拠出老齢年金の財源を求める考え方も導き出されるのである（*ibid.*）。

(17) 富沢賢治『労働と国家』，一橋大学経済研究叢書32，1980，83頁。

拠出という点では前述の労働者の要求に合致していたが，他の主要な部分ではその要求からかけ離れたものであった。すなわち，労働者が要求した60歳という年金支給開始年齢は70歳と大幅に引き上げられ，また，週10s. 以下の所得の者に 5 s. という要求は，年収21ポンド（週 8 s. に相当）に満たない所得の者に対する 5 s. を最高限度として，年収31ポンド10シリング（週12s. に相当）までの所得の者に減額年金を支給するという内容に変更されてしまった。さらに，すべての国民にという点についてみれば，医療救済は別として救貧法の適用を受けている者や精神異常者などは除外された。(18)

こうして，実際に成立した老齢年金は，50代から，また少なくとも60歳の前半までには退職を余儀なくされる大部分の労働者にとってただちに退職後の生活費として役立つものではなくなり，また年金支給のための所得上限が労働者の要求より低く設定されたために，受給対象者の範囲がそれだけ狭められてしまった。もちろん，そうはいっても，70歳以上の高齢者に与えた同法の影響はきわめて大きかったことも否定しえない事実である。たとえば，1910年に，70歳以上の人口中イングランドではその44.7%，スコットランドでは同じく53.8%，アイルランドでは実にその98.6%が同法の適用を受けたのである。(19)

したがって，ようやく70歳になってからとはいえ，その後の生活費の基本的部分が国家によって保障される仕組みが形成されたところに同法の歴史的意義を見出しうるのであり，(20) その意味で，この時期こそ退職後の生活費に対する欲求の一部が公的に認められた第一段階であるということができよう（もちろん，あくまでも退職後の生活費に対する欲求の一部であるがゆえに，労働組合の退職給付の役割もただちに消滅することなく後の本格的な老齢年金制度の成立までその機能の存続を余儀なくされるのである）。

まさに，同法によって，これまで基本的には労働組合の退職給付を通じて形成されてきた退職後の生活費に対する欲求が，(21) 同給付を備えている組合のメンバーのみならず，未組織労働者をも含む

注(18) Gilbert, *op. cit.*, p. 222.

(19) *Ibid.*, p. 227.

(20) この1908年の無拠出老齢年金法が，1909年の少数派報告を出したWebbらにあっては，これまでの救貧法の延長線上においてとらえられていることは周知の事実である。しかし，Beveridge も述べているように，「老齢年金制度を要求して世論がわきたって」（W. Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, 1942, p. 211，邦訳313頁参照）いたばかりでなく，実際労働者階級の組織的な運動を背景に成立したがゆえに，同法は「救貧法からの最初の，そして真の離脱」（*ibid.*）として位置づけられうるものである。そして，資力調査が条件とされたものの，同法によって「被救恤民の烙印をおしたり困窮を条件とすることなく，70歳に達した者に週 1 ～ 5 s. の年金を支給しうる」（*ibid.*）ようになったことの歴史的意義こそ強調されるべきである。

(21) なお，この退職後の生活費に対する欲求形成に際しては，事実上年金化していた友愛組合の疾病給付――たとえば，1880年に，巨大な友愛組合の一つであったフォーレスターズ the Foresters は任意加入の年金計画を作成したが，1889年までに申し込んだ人数は70万人の会員のうちわずか 3 名であった（cf. Gilbert, *op. cit.*, footnote 36, p. 178）。このように，友愛組合には，年金と呼ばれる制度は存在せず，疾病給付が事実上この機能を果していたのである――や雇用主の手になる企業年金，さらに公務員の恩給も多少の役割を演じていたことをつけ加えておかなければならない。

しかしながら，事実上年金化していたとはいえ，友愛組合の疾病給付はあくまでも疾病と関連した給付であり，意識

広範な労働者階級のものにまで拡大され一般化されていったのである。このことは，同法の適用者がたちまち当該老齢人口の約半数にまで達したという事実に如実に示されている。

おわりに

以上，イギリスにおける労働組合の退職給付の形成，展開および崩壊過程の分析を通して，退職後の生活費に対する欲求が労働者自身の手を経て最終的には公的老齢年金制度によって充足されざるをえなくなっていく歴史的プロセスを明らかにした。そのなかで明白になったことは，1908年に成立した老齢年金法は，旧来の救貧法の単なる延長としてのみ把握されてはならず（無拠出制，資産調査などの外形的類似性があるにしても），主として労働組合の退職給付を通じて労働者自身によって形成され，充足されてきた退職後の生活費に対する欲求の拡大を基礎にして制定されたものであるという点である。つまり，それは，退職後の生活費に対する欲求充足の最初の公的形態として把握されなければならないのである。

もちろん，こうした視点から同法を把握するにしても，同法の研究をより深めるためには，1906年選挙により政権を獲得した自由党と力量を増加しつつあった労働党との対立という政治的状況との関連が分析されねばならないし，また，ロイド・ジョージやチャーチルによる一連の「上からの」いわゆるリベラル・リフォームの社会的・経済的脈絡が把握されねばならない。そして，周知のように，イギリスにおける公的老齢年金制度は，この1908年の無拠出老齢年金法を起点として，その後1925年の拠出制老齢年金から1947年の国民保険法へと発展していくが，こうした公的老齢年金制度の発展についての長期的な研究を通じて，退職後の生活費に対する欲求の全般化とその充足形態の「社会化」の発展を明らかにすることが今後の重要な課題として残されている。

なお，理論的視点から付言しておけば，本稿でしばしば言及した，賃労働者の退職後の生活費に対する欲求形成が，労働力の価値を規定する必要欲求の範囲とどのようにかかわっているのか，い

的に退職と結びつけられて支給されていたわけではない。その意味で，退職後の生活費に対する欲求形成にとっては副次的な存在であった。

また，企業年金については，退職後の生活費という側面よりは，むしろ「すえおかれた賃金 deferred pay」として労働者を雇用主に縛りつける手段，いいかえれば労務管理の側面を色濃くもった制度であったことから，労働者の強い反対にあいそれほど普及しなかった（cf. Spender, *op. cit.*, pp. 56-60）ことからも窺えるように，退職後の生活費に対する欲求形成にとって基本的契機とはなりえなかったのである。

さらに，公務員の恩給についても，彼らは狭義の労働者階級からは区別された存在であり，したがって，それが労働者の退職後の生活費に対する欲求形成に与えた影響は，その意味で間接的であったとみるべきである。

要するに，この段階では，あくまでも中心的役割を果したのは労働組合の退職給付であったということができよう。

ところで，第一次大戦以降は，いわゆる職員層などの俸給生活者の間に企業年金が普及しはじめるが，このことは，彼らの地位の相対的低下したがって狭義の労働者階級への接近と相俟って，退職後の生活費に対する欲求形成においてこの企業年金が一定の役割を演ずるようになったことを意味する。それゆえ，退職後の生活費に対する欲求形成のその後の新たな発展については，広い意味での労働者階級全体の諸制度をその相互関係において把握する必要がある。しかし，それは今後の筆者の課題として残されている。

いかえれば労働力の価値とどのように関連するのかという興味深い問題が存在するが，この点については稿をあらためて論じたいと思う。

212ページへの補注（＊）こうして，退職給付は，いわゆる old unionism の主柱の1つをなした共済活動を財政的に崩壊させていく主要な原因となったことをみておく必要がある。その意味で，前川氏が，「旧組合主義の限界」の1つとしての共済機能の狭隘化を主として失業・疾病給付などから導かれ，そこでの退職給付の独自の役割に言及されていない（前掲書31-32頁参照）のは不十分であると思われる。なお，退職給付による組合財政圧迫のもとで公的老齢年金に対する要求が old unionism の中から生じたという事実は，もっぱら労働力の供給制限と共済機能に依存してきた old unionism の自己変革にとって，退職給付が大きな役割を演じたことを示唆するものである。

〔追記〕 本稿脱稿に際して，松村高夫助教授より有益なコメントを頂いた。記して感謝の念を表したい。

（淑徳大学非常勤講師）